

適格消費者団体からの回答

団体名	特定非営利活動法人 消費者機構日本 (認定日:平成19年8月23日、更新回数:2回)
1. 差止請求について	
(1) これまでの差止請求訴訟の内容	
2件提訴(資料2-2 11、18参照)	
(2) 裁判外の差止請求で成果があった事例	
86件記載(資料2-3参照)	
(3) 差止請求の端緒となる情報の収集をどのように行っているのか。また被害者の聴き取りなど行っているのか。	
<p>当機構のホームページでの書き込みまたは電話等で消費者からの情報提供を受けています。また、会員団体からも書面で情報提供を受けます。(2013年度 ホームページ経由47件、電話等62件、団体から0件、計109件)</p> <p>被害者からの聴き取りについては、事案によって必要があれば行います。</p>	
(4) 端緒となる情報の収集後、どのような検討や手続を経て(訴訟前の)差止請求に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して検討しているのか。	
<p>差止請求の対象となりうる事案かどうか判断するために、法律専門家と消費生活専門家で構成される検討事案選定会議で端緒情報を検討します。差止請求の可能性があると判断した事案については被害情報対応委員会のワーキンググループ(法律専門家と消費生活専門家が必ず関与、現在第1・第2・確認の3つのワーキンググループがある)のいずれかの議題とします。第1ワーキングは主に継続的役務関連、第2ワーキングは主に通信役務・広告表示関連、確認ワーキングはその他の事案について検討します。第1・第2はそのワーキングで事案を直接検討しますが、確認ワーキングは事案ごとに設置する検討チームに事案の検討を委ね、検討チームからの提案を審査するという役割になります。検討チームも法律専門家と消費生活専門家が必ず関与します。検討チームは現在5チームが活動しています。検討チームで起案された差止請求の書面(申入書)は確認ワーキンググループでの承認を経て、理事会で審議され承認の後、当該事業者に対し送付されます。第1・第2ワーキングで起案された申入書は、理事である法律専門家のリーガルチェック経た後、理事会に諮られ承認を経て、当該事業者に対し送付されます。</p> <p>検討の対象物は、不当な契約条項を含む約款、広告表示、勧誘の態様がわかるヒアリング情報などです。あわせて、消契法40条にもとづいて提供されるPIO-NET情報の件数と内容も重視します。</p>	
(5) 差止請求後、どのような検討や手続を経て訴訟提起に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して訴訟提起に踏み切るのか。	
<p>差止請求の後、回答がない場合や、回答があっても法令違反の状態が解消されていないと判断される場合は、41条請求を行うか否かについて、上述の裁判外の差止請求の時と同様の手続を経て、理事会で審議決定します。41条請求に対する回答をふまえ、訴訟を提起するか否かの判断も同様の手続を経て理事会で議決します。</p> <p>法令違反が確実であると考えられるかどうかをもっとも重視し、加えてPIO-NETでの被害件数の多寡等を考慮し、提訴するか否かを判断します。</p>	

(6) 差止請求に関して利益相反に該当する場合、どのような措置を講じているか。

これまで、利益相反に該当する場合はありませんでした。役職員は、みずからが役員もしくは職員として関与している事業者・事業者団体について、あらかじめ理事長に届け出ます。ワーキンググループの委員は、検討の対象となった事業者の役員・職員であった場合は遅滞なく理事長に届け出ることとしています。これらの者は、当該事業者・事業者団体に係る案件に関する職務を行うことができない旨、業務規程で定めています。これまで、この規定の対象となったケースはありません。

検討チームの場合は、設置する際に対象となる事業者が明確になっていますので、メンバー選任にあたって当該事業者の役職員でないことと、当該事業者と取引関係がないことを条件としています。

なお、平成25年10月の業務規程の改定により、「理事の兼職の状況が差止請求権の行使の適正に影響を及ぼし得る場合は、その理事は理事会における当該場合が生ずる案件に関する審議に関与しない」旨、定めました。理事には理事会の開催案内を確認いただき、「兼職の状況が差止請求権の行使の適正に影響を及ぼし得る」と考えられる場合は、理事長に申し出ていただくこととしています。これまで、そのような事例はありません。

(7) 差止請求関係業務において苦労している点や工夫している点はどのようなものか。

消費者からの情報提供を受けても、契約締結が数年前であるような場合、その約款が現在も使用されているかどうか不明なケースもあります。そのような時は、当該事業者に現在使用している約款の提供を求めるなどしています。

勧誘行為の差し止めについては、一定数の被害者からのヒアリングが必要となります。消費生活センター等を通じて被害者に依頼しますが、様々な事情からヒアリングに至る件数を一定数確保することは困難です。

主張を補強するための情報収集として、同一業界他社の事業運営状況について、業界団体等にヒアリングすることもあります。

2. 組織体制等について

(1) 差止請求関係業務を行うに際して専門家の確保や事務局体制等どのような体制を構築しているのか。また、現在の体制で十分と考えているか。

上記1(4)でご説明した体制ですすめています。事務局は専務理事含め5名です。年間10件程度の申入れ、必要に応じ2件程度の訴訟提起といった規模であれば、現状の体制でなんとか対応できます。さらに、差止請求の件数を増やすためには、さらに多くの専門家の方々のご支援が必要です。

(2) 理事、検討部門の委員、差止請求訴訟を依頼した弁護士へ報酬は支払われているのか。

無報酬の場合でも引き受けてもらえるのはどのような理由によるものか。また支払がある場合にはどのような基準に基づくのか。

理事には理事会ごとにお一人に2,000円を交通費としてお支払いしています。検討部門の委員には、交通費を含む日当といった位置付けで会議毎にお一人に4,000円をお支払いしています。差止請求訴訟を依頼した弁護士さんについては、弁護団に対して着手金50万円、成功報酬50万円をお支払いすることとしています。これまで、弁護団に参加いただいた弁護士さんは、1事案平均10人強ですので、お一人当たりになるとわずかな額にしかありません。

このような水準で、お引き受けいただいているのは、お一人お一人が消費者被害の未然防止、

<p>拡大防止という趣旨に賛同いただいているからに他なりません。</p>
<p>(3) 理事や検討部門の委員を選任する基準はどのようなものか。</p> <p>当機構の設立時に中心となった団体正会員から、その団体を代表して理事や検討部門の委員に就任していただいている方と、法律専門家・消費生活専門家（消費者団体関係者含む）として、消費者問題に熱心に携わっていらっしゃる方に、それぞれ就任をお願いしております。</p>
<p>(4) 年間の予算規模及び差止請求関係業務への支出額はどのようなものか。</p> <p>2014年度の予算は、収支とも約1,450万円です。内、差止請求関係業務への支出の予算は、698万円を予定しています。</p>
<p>(5) 差止請求関係業務を行う際に生じる事務・人件費について、どのような算定基準を設けているか。</p> <p>人件費、福利厚生費は、主に事業活動に従事している者の費用を事業費に区分しています。印刷費（コピー代）賃借料については、事業活動のための会議の時間と、管理活動のための会議の時間の対比で、事業費に按分しています。これら事業費に区分した人件費・福利厚生費・印刷費（コピー代）・賃借料については、さらに事業毎にそれぞれの事業のための会議の時間に応じて按分しています。このような考え方で、差止請求関係業務に係る事業への事務・人件費を算定しています。</p>
<p>(6) 寄附や収入を増やすためにどのような取組みを行っているのか。</p> <p>認定NPOの認定を受け、寄付をホームページで募っています。</p> <p>行政機関の委託事業について、入札参加し、落札した実績もあります。</p> <p>消費者志向経営セミナーと題し、事業者の方々を対象とした有償のセミナーを年に2回実施しています。</p>
<p>3. その他</p>
<p>(1) 特定適格消費者団体に対する認定・監督の指針に関して懸念している点は何か。</p> <p>集団的消費者被害回復に係る訴訟制度は、非常に慎重に設計されており、濫訴といった事態はおこらないものと考えられます。にもかかわらず、濫訴懸念に対応するため、厳格にすぎる指針となり、特定適格消費者団体の負担が過重なものとなり、制度が適切に運営されなくなってしまうのではないかと心配しております。</p>
<p>(2) 特定認定を受けるための課題は、どのようなものと認識しているか。</p> <p>2段階目の通知広告、授權、簡易確定手続きの円滑な進行、確定した債権の分配といったあらたな実務を、適正に遂行するための体制の準備。この体制整備については、常時業務が発生するものではないことから、業務が発生するタイミングにあわせて臨機の体制をつくれるよう工夫したいと考えております。</p>

団体名	消費者支援機構関西 (認定日：平成 19 年 8 月 23 日、更新回数：2 回)
1. 差止請求について	
(1) これまでの差止請求訴訟の内容	
6 件提訴(資料 2 - 2 2、4、22、23、26、31 参照)	
(2) 裁判外の差止請求で成果があった事例	
35 件記載(資料 2 - 3 参照)	
(3) 差止請求の端緒となる情報の収集をどのように行っているのか。また被害者の聴き取りなど行っているのか。	
<p>基本は KC s への直接の情報提供(メール・電話)です。2013 年度は 94 件の情報提供がありました。そのために、各消費生活センターへ KC s 活動報告とともに相談者に対する当団体の紹介の依頼を行ったりしています。その結果、最近は消費生活センターに相談した際に当団体のことを知り、情報提供を受ける事例が多くなっています。また、ネット上で検索しホームページを通じて公開している関連情報の提供が多くなっています。その他、被害 110 番ダイヤル(消費者ネット・しがが実施)に基づき相談の多いものの検討も行っています。</p>	
(4) 端緒となる情報の収集後、どのような検討や手続を経て(訴訟前の)差止請求に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して検討しているのか。	
<p>情報提供内容を毎月検討委員会に全て報告し、差止請求を行う案件かどうか検討します。関連法令等に違反する疑いがあるものから、検討していきます。また、類似トラブルの多寡や増減の傾向は検討案件選択の一つの基準ですが、検討案件の決定やその後の検討過程、提訴の是非の判断等を通じて、必要に応じて法 40 条申請を行い、トラブルの傾向について調査を行っています。具体的な検討は弁護士・司法書士・建築士などの専門家、相談員、消費者が 4～8 名の「検討グループ」を構成し、案件について情報収集を行い不明な点は非公開で「お問い合わせ」や「協議」を行い内容確認を進めます。約款、契約条項、ホームページなどの表記などを入手し、過去の裁判事例や行政処分等の事例なども含めて差止請求が可能かどうかを検討し、文書の起案を含めて行い、検討委員会へ報告します。申入れ内容の決定等に際しては、法令上の問題点にとどまらず消費者からみればどうかの視点で判断を行っています。検討委員会として裁判外の差止請求や問い合わせ文書を事業者に送付する必要があると判断するときは理事会へ諮り、議決を得た上で執行しています。</p>	
(5) 差止請求後、どのような検討や手続を経て訴訟提起に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して訴訟提起に踏み切るのか。	
<p>訴訟については、他の検討過程と同様、検討グループが方針について検討した上、検討委員会及び理事会の議決を経て提訴方針が決定されます。提訴方針決定後代理人団が構成され、訴訟遂行にあたります。提訴に踏み切るかどうかは総合的な判断を行いますが、過去の例ではこちらの送付文書に対して事業者の応答が全くない場合や、看過し得ない法律違反について改善しようとしれない場合等に訴訟を提起しています。割合でいえば、非公開でのお問い合わせ(協議を含む)段階での改善や裁判外での申入れ段階での改善を経て活動を終了する事例がほとんどであり、訴訟に至る案件はごく一部となっています。</p>	

<p>(6) 差止請求に関して利益相反に該当する場合、どのような措置を講じているか。</p> <p>業務規程に基づいて、該当(関連する場合も)する理事については、理事会の審議・決議の際、退室しています(理事会の議事録にも記載します)。また、弁護士の場合、今まで直接利益相反に該当する事例はありませんが、関連業界他社の顧問の方などは、訴訟代理人から外すこととしています。</p>
<p>(7) 差止請求関係業務において苦労している点や工夫している点はどのようなものか。</p> <p>1) 非公開で「お問い合わせ」「協議」を行うことにより、誤解等に基づく申入れの回避、最新の約款に基づく申入れを担保、相手方から率直な回答を引き出す、等の非公開協議のメリットを生かして対応を行っています。</p> <p>2) PIO-NET が配備されていないため、消費者から情報提供があっても、該当する案件の広がりや、拡大に向かっているのか収束に向かっているのかなどの時系列による変化がタイムリーに把握できない 事業者を特定してしか情報申請ができないため、業界全体の傾向が把握できない、など、案件の傾向把握に難点があります。</p> <p>3) 消費者契約法第 9 条第 1 号における「平均的な損害」の立証責任を適格消費者団体側が負っているため、非常に使い勝手が悪い。平均的損害のデータは事業者側にありますが、訴訟等において事業者側が一切の資料開示に応じないケースがままあるため、立証に困難をきたす事例があります。同「損害」については、事業者側が証明責任を負うべきと考えます。</p>
<p>2 . 組織体制等について</p> <p>(1) 差止請求関係業務を行うに際して専門家の確保や事務局体制等どのような体制を構築しているのか。また、現在の体制で十分と考えているか。</p> <p>各検討グループについては、以前やっていたいただいた弁護士、司法書士、相談員や検討委員メンバー、消費者団体による推薦。</p> <p>事務局体制の構築については、団体会員に協力いただいています。</p> <p>差止請求については十全とはいえないまでも現体制でやっていけている状態です。</p>
<p>(2) 理事、検討部門の委員、差止請求訴訟を依頼した弁護士へ報酬は支払われているのか。無報酬の場合でも引き受けてもらえるのはどのような理由によるものか。また支払がある場合にはどのような基準に基づくのか。</p> <p>理事・検討委員、検討グループは無報酬、交通費のみ実費支払い。</p> <p>差止請求訴訟については、内規に基づき、着手金及び報酬金は一律 50 万円 + 消費税 (契約弁護士人数による頭割り)、控訴審・上告審に移行した場合の追加着手金は 15 万円 + 消費税。</p> <p>無報酬でも引き受けていただいているのは、消費者団体訴訟制度の意義を感じていただいているものと理解していますが、掛けている負担を考えると大きな広がりは望めません。</p>
<p>(3) 理事や検討部門の委員を選任する基準はどのようなものか。</p> <p>理事は、各団体正会員から推薦をいただいています。</p> <p>検討委員は、専門家の各団体及び消費者団体に相談して出していただくか、検討グループの中からお願いしています。</p>
<p>(4) 年間の予算規模及び差止請求関係業務への支出額はどのようなものか。</p> <p>2013 年度実績は、経常収益計 14,473,645 円、経常支出計 12,106,182 円。差止請求関係業務への支出は 2,392,092 円。</p>

(5) 差止請求関係業務を行う際に生じる事務・人件費について、どのような算定基準を設けているか。

当団体で雇用している非常勤の事務局2名の人件費及び事務所・会議室等の賃借料については、各事業の会議回数等をカウントし、回数の割合で按分しています。その他の差止請求関係業務に使った実費（交通費、通信費等）はそのまま経費としています。その他は2 - (1)、2 - (2)を参照ください。

(6) 寄附や収入を増やすためにどのような取組みを行っているのか。

仮認定 NPO 法人資格の取得、消費者庁受託事業の入札、消費者団体への会議室の貸し出しなど。

3 . その他

(1) 特定適格消費者団体に対する認定・監督の指針に関して懸念している点は何か。

- ・ 特定適格消費者団体の認定による多大な実務負担。
- ・ 具体的な濫訴事例の想定抜きにして、濫訴関連規定を整備することと特定適格消費者団体にとって特に厳しい濫訴関連規定となること。
- ・ 現在の適格消費者団体の実情に則さない形式的な財政基盤基準を設け、認定及び存続要件として機械的に適用すること。

(2) 特定認定を受けるための課題は、どのようなものと認識しているか。

- ・ 事務局体制の拡充。
- ・ 財務体質を強化すること。
- ・ 専門家（特に弁護士）のさらなる関わり。
- ・ 各種業務規程の整理。
- ・ 通知公告実務の習熟。

団体名	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 (認定日：平成19年11月9日、更新回数：2回)
1. 差止請求について	
(1) これまでの差止請求訴訟の内容	
なし	
(2) 裁判外の差止請求で成果があった事例	
37件記載(資料2-3参照)	
(3) 差止請求の端緒となる情報の収集をどのように行っているのか。また被害者の聴き取りなど行っているのか。	
<p>週末電話相談、電話相談110番、ホームページの情報収集フォーム「消費者被害メール便」において情報収集を行っている。週末電話相談は、毎週土日、東京本部、関西支部、北海道支部で行っている。平成25年度の受付件数は2,572件あった。電話相談110番は、平成26年1月11日(土)、12日(日)に「冠婚葬祭互助会110番」を行った。相談受付件数は200件あり、うち冠婚葬祭互助会の相談は、129件であった。「消費者被害メール便」には、21件の情報が寄せられた。昨年度の差止請求事案は、週末電話相談から1件、被害メール便から1件となっている。被害者への聴き取りは、行っていない。</p>	
(4) 端緒となる情報の収集後、どのような検討や手続を経て(訴訟前の)差止請求に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して検討しているのか。	
<p>寄せられた相談を消費者団体訴訟室で抽出し、専門検討委員(弁護士)と団体訴訟検討員(相談員)による勉強会で検討する。差止請求に係る事案と考えられた場合には、専門検討会議(弁護士数名と相談員7名~10名)を開き検討する。必要に応じて、国民生活センター及び連携の地方公共団体に情報提供を求める。(全国の当該事業者の相談件数・相談内容の把握、関係資料の入手のため)また、専門家からの意見も求める。専門検討会議の結果差止が必要と判断された場合は、理事長に報告する。理事長が理事会を招集し差止請求の要否について議決する。</p>	
(5) 差止請求後、どのような検討や手続を経て訴訟提起に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して訴訟提起に踏み切るのか。	
<p>差止請求後の回答について、不当条項の削除はされたが十分な改善が図られたか否かの検討が必要な場合は、専門検討会議メンバーに加えて複数の弁護士が参加する拡大専門会議を開催し検討している。現在まで、訴訟提起は行っていない。</p>	
(6) 差止請求に関して利益相反に該当する場合、どのような措置を講じているか。	
<p>業務規程の「業務の公正な実施の確保」第19条(4)において、「理事が、事業の内容や市場の地域性等を勘案して差止請求に係る相手方である事業者と実質的に競合関係にあると認められる事業を営み又はこれに従事するものである場合その他の兼職の状況が適格消費者団体による差止請求の行使の適正に影響を及ぼしうる場合、には理事、専門検討委員、団体訴訟検討員は差止め請求の要否及び差止め請求提訴の要否の検討、議決に参加できない」と規定している。</p>	
(7) 差止請求関係業務において苦労している点や工夫している点はどのようなものか。	
<p>情報の収集。情報として寄せられる事案について、確かに契約書や勧誘行為において問題は多々あるが、差止請求に係る事案か否かを法的に考えた場合には、難しいケースが多い。消費者被害メール便に寄せられた事案の中から6件詳細について検討し、差止請求を行ったのは1件だった。</p>	

2. 組織体制等について
(1) 差止請求関係業務を行うに際して専門家の確保や事務局体制等どのような体制を構築しているのか。また、現在の体制で十分と考えているか。
本協会の6支部に専門検討委員と団体訴訟検討員を置き、事案の検討を行っているが、申入れを行えた支部は3支部である。各支部において活発な検討会議が開かれるよう検討中である。事務局体制について、本協会は、相談員が運営している団体であるため、今後は、協力いただける弁護士の増員と弁護士とのより緊密な連携体制が必要と考えている。また、勉強会において専門検討委員の弁護士、相談員はボランティアで参加しているので、多少なりとも諸費用が払えればと考えているが全く難しい状況である。
(2) 理事、検討部門の委員、差止請求訴訟を依頼した弁護士へ報酬は支払われているのか。無報酬の場合でも引き受けてもらえるのはどのような理由によるものか。また支払がある場合にはどのような基準に基づくのか。
理事への報酬はない。また、事案検討に際して相談員と弁護士への報酬は支払われていない。申入書を作成した弁護士に1回報酬が支払われるだけである。無報酬でも引き受けて頂いているのは、協会の活動に賛同して下さっているものと考えている。
(3) 理事や検討部門の委員を選任する基準はどのようなものか。
理事については、支部から推薦され総会において承認される。検討部門の委員は、本協会に関係する弁護士、会員相談員の中から本協会の適格消費者団体としての活動に賛同いただいた方をお願いしている。
(4) 年間の予算規模及び差止請求関係業務への支出額はどのようなものか。
年間予算規模は2億円、差止関係業務の支出額390万円で、費用の内訳は、弁護士報酬、出張等交通費、事務経費等である。
(5) 差止請求関係業務を行う際に生じる事務・人件費について、どのような算定基準を設けているか。
事務費について、コピー、電話代等は協会全体の事務費としているので特に団体訴訟室としての事務費は、通信費位です。人件費は、常勤の事務員が一人団体訴訟室の事務も兼ねているので協会としての人件費に入っている。団体訴訟室員については、時間給となっている。
(6) 寄附や収入を増やすためにどのような取り組みを行っているのか。
会員や業界団体に寄付を呼び掛けている。また、啓発用のブックレットやリーフレットを作成して販売している。一般消費者及び相談員向け啓発講座を行っている。
3. その他
(1) 特定適格消費者団体に対する認定・監督の指針に関して懸念している点は何か。
第65条4項1号について差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること」に関して
「消費者裁判手続特例法Q & A」において認定の要件として裁判上の差止請求を要件することは相当ではないとしているが、特定認定要件の考慮要素となるとしている。
本協会は、平成19年11月に認定を受け2回更新し相当期間にわたり継続して業務を行っていることから、適格消費者団体として適正に業務を行っていると判断している。また、差止請求権を行使するにあたって、訴訟までに至った事案はないが、必要に応じ訴訟を提起する体制は整っ

ている。差止関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っている団体について考慮要件とすべきではないと考える。

第65条4項7号 被害回復関係業務以外の業務を行うことによって被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

に関して具体的にどのような業務をいうのか。適正な遂行に支障を及ぼす業務とは何か。

(2) 特定認定を受けるための課題は、どのようなものと認識しているか。

本協会は、差止請求を行った事案も多くはないので、それらの事案を参考にして提訴した場合を想定したシミュレーションを行って検討している。

団体名	京都消費者契約ネットワーク (認定日：平成 19 年 12 月 25 日、更新回数：2 回)
1. 差止請求について	
(1) これまでの差止請求訴訟の内容	
12 件提訴 (資料 2 - 2 1、3、5、7、9、10、13、16、17、20、21、33 参照)	
(2) 裁判外の差止請求で成果があった事例	
4 件記載 (資料 2 - 3 参照)	
(3) 差止請求の端緒となる情報の収集をどのように行っているのか。また被害者の聴き取りなど行っているのか。	
<p>基本的に消費者からの電話又はメールでの情報提供によっています。事案によって必要があれば、被害 110 番を行うなどしてさらに多くの消費者から具体的な被害実態などの情報を収集することもあります。</p>	
(4) 端緒となる情報の収集後、どのような検討や手続を経て (訴訟前の) 差止請求に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して検討しているのか。	
<p>情報提供の内容については事務局で確認した上で、理事会で議論し、検討グループを開くか否かを判断しています。検討グループを開く場合は、弁護士・司法書士・相談員等の専門家が関与し、それまで得た情報提供に加えて PIO-NET の情報提供申請を行うなどして、具体的な被害の実態を把握した上で、被害防止の必要性、法的な問題点などを検討しています。検討結果を踏まえ、再度理事会で審議した上で差止請求を行うこととなります。</p>	
(5) 差止請求後、どのような検討や手続を経て訴訟提起に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して訴訟提起に踏み切るのか。	
<p>差止請求の時点において既に十分な検討を経ていることが通常であり、請求に対して違反状態の改善が適切に行われない場合には、理事会で審議した上で訴訟提起を行うこととなります。もちろん相手方事業者の回答によって補充して検討すべき点が判明した場合には、更に検討して再度の申し入れ行うケースもあります。</p>	
(6) 差止請求に関して利益相反に該当する場合、どのような措置を講じているか。	
該当する理事については、当該請求に関する審議・決議から外しております。	
(7) 差止請求関係業務において苦労している点や工夫している点はどのようなものか。	
<p>関連資料の収集には苦労しています。消費者からの被害情報をもとに、事業者に対して照会書を送付したり約款の開示を申し入れても回答らしい回答が得られなかったり、無視されることも多くあります。</p>	
2. 組織体制等について	
(1) 差止請求関係業務を行うに際して専門家の確保や事務局体制等どのような体制を構築しているのか。また、現在の体制で十分と考えているか。	
<p>事務局員は現在 5 名です。しかしながら、内 3 名は無報酬であり、平日の終日に事務所に人員を配置できる状況になく、2 名の事務局員が交代して 1 人ずつ週 3 日午後のみ事務所に出て情報提供を受け付ける等の業務を行っています。現在の活動はこのような体制を前提としてできる範囲に限定して行われており、情報提供のあった被害相談に広く対応するためには、より充実した体制の確保が望まれますが、財政的事情から非常に困難な状況にあります。</p>	

(2) 理事、検討部門の委員、差止請求訴訟を依頼した弁護士へ報酬は支払われているのか。無報酬の場合でも引き受けてもらえるのはどのような理由によるものか。また支払がある場合にはどのような基準に基づくのか。

理事・検討委員は無報酬です。弁護士報酬については、以前は消費者支援基金の助成を受け、一つの検討グループに係る事案あたり着手金として50万円を支払っていましたが、消費者支援基金の残額が少なくなって清算されるに至り、助成を受けることができなくなったため、現在は弁護士についても着手金・報酬の支払いは行えていません。

無報酬で引き受けてもらえているのは、活動の必要性をご理解いただけているからですが、人材確保のためにあらゆる人脈を使った上で何とかお願いしている現状です。差止請求は極めて専門的な知識が必要となる場合がほとんどで、また度重なる会議での検討が必要であるにもかかわらず、これらがボランティアによって支えられているという現状は正常な状態とは言い難いと思われま

(3) 理事や検討部門の委員を選任する基準はどのようなものか。

消費生活や法律の専門家として、消費者問題に日々取り組まれている者を選任し、また、可能な限り様々な立場の方が参加して審議できる形を取っています。

(4) 年間の予算規模及び差止請求関係業務への支出額はどのようなものか。

2013年度は収入が約95万円(会費・寄付・利息のみで事業収益は無し)、支出費用が約145万円程度でした。差止請求関係業務はほとんどがボランティアにより支えられており、差止請求関係業務への支出額は約12万円程度でした。

(5) 差止請求関係業務を行う際に生じる事務・人件費について、どのような算定基準を設けているか。

検討委員は無報酬であり、現在は訴訟を依頼する弁護士も無報酬であるため、差止関係業務のために別に生じる人件費はありません。団体運営管理にかかる人件費として、事務局員の給与が1名に対し年30万円、1名に対し時給1,000円のみが支払われています(総額約50万円)。

(6) 寄附や収入を増やすためにどのような取り組みを行っているのか。

月に一回程度、会員の参加できる例会を実施したり、メーリングリストで情報を発信したりして、当団体の活動をアピールしています。また、適格消費者団体の知名度をあげるため、シンポジウム等を開催したり講師を派遣し、あわせて広報を行っています。

3. その他

(1) 特定適格消費者団体に対する認定・監督の指針に関して懸念している点は何か。

現在、適格消費者団体は財政的にも・人間的にも非常な制約がある中で、消費者庁の監督を受け、こまめな活動報告を行いながら活動しています。このため自ずから濫発的な差止請求を行うような状況にはなく、限られた人的・物的資源の中で、差止請求を行うべき事案を理事会で厳選することとなっております。

このような現状からすればおよそ考えがたい濫訴を危惧するあまり、実際の状況を踏まえずに過剰に厳格な認定・監督指針が定められた場合、不必要な負担のために特定適格消費者団体を運営することが困難となり、必要な被害救済を図る活動が行えなくなってしまうことを懸念しております。

(2) 特定認定を受けるための課題は、どのようなものと認識しているか。

新たな訴訟制度のとりわけ2段階目の手続きにつき、多くの事務作業が必要となることを見込まれるため、これらを適正に遂行するための体制の準備が必要と認識している。しかし、必ずしも常時対応可能な事務局を配備することまで求められるべきではなく、例えば弁護士会・法律事務所と連携するなど、業務の必要が発生した場合に適切な体制が確保できる状況であれば足りるものと考えられる。

ある程度の資金の確保も課題と認識している。しかし、これも過大な金額が設定されれば被害救済活動が行えなくなる。本制度では費用が回収金から支弁されることになっているので過大な金額の資金確保が要件とされるべきではないと考えている。

団体名	消費者ネット広島 (認定日：平成20年1月29日、更新回数：2回)
1. 差止請求について	
(1) これまでの差止請求訴訟の内容	
2件提訴(資料2-2 12、30参照)	
(2) 裁判外の差止請求で成果があった事例	
6件記載(資料2-3参照)	
(3) 差止請求の端緒となる情報の収集をどのように行っているのか。また被害者の聴き取りなど行っているのか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話、郵送、ホームページおよび来所により、直接消費者から情報収集 毎週火と木の14時～16時については弁護士等の専門相談員が事務所に待機し対応 ・ 各市町のセンターには、相談者に情報提供してもらえよう声かけを依頼 ・ 情報の詳細が必要な事案については資料提供の依頼を含め、情報提供者に連絡をしている 	
(4) 端緒となる情報の収集後、どのような検討や手続を経て(訴訟前の)差止請求に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して検討しているのか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会で検討することが決定したら、検討グループで問題点などを整理し、次回検討委員会に提案。 ・ 情報提供者の聞き取り記録と提供資料(契約書等)、センターでの同様な事例の有無などをともに検討 	
(5) 差止請求後、どのような検討や手続を経て訴訟提起に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して訴訟提起に踏み切るのか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会での決議 ・ 検討委員会での検討概要と情報提供者からの資料等 	
(6) 差止請求に関して利益相反に該当する場合、どのような措置を講じているか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当の委員、理事の決議不参加 	
(7) 差止請求関係業務において苦労している点や工夫している点はどのようなものか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供の絶対的不足 ・ センターとの情報提供に関する提携について検討中 ・ 弁護士等による専門相談員受付体制の実施(週2回) 	
2. 組織体制等について	
(1) 差止請求関係業務を行うに際して専門家の確保や事務局体制等どのような体制を構築しているのか。また、現在の体制で十分と考えているか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家の確保については問題なし ・ 事務局一人体制は不十分 	
(2) 理事、検討部門の委員、差止請求訴訟を依頼した弁護士へ報酬は支払われているのか。無報酬の場合でも引き受けてもらえるのはどのような理由によるものか。また支払がある場合にはどのような基準に基づくのか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 差止訴訟以外は無報酬。消費者被害を無くしたいという関係者の熱い思い、意義、社会貢献 ・ 差止訴訟に関しては、弁護団に30万円程度の報酬を支払っている。 	

(3) 理事や検討部門の委員を選任する基準はどのようなものか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士会消費者問題対策委員会など、消費者問題を専門としている方を中心に ・ 理事からの紹介
(4) 年間の予算規模及び差止請求関係業務への支出額はどのようなものか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 50万
(5) 差止請求関係業務を行う際に生じる事務・人件費について、どのような算定基準を設けているか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在のところ、特に基準なし
(6) 寄附や収入を増やすためにどのような取組みを行っているのか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員拡大 ・ 助成金
3 . その他
(1) 特定適格消費者団体に対する認定・監督の指針に関して懸念している点は何か。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定の基準 ・ 体制強化に係る財政確保
(2) 特定認定を受けるための課題は、どのようなものと認識しているか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供の確保 ・ 消費生活センターとの連携 ・ 事務局体制 ・ 運営を支える財政確保

団体名	ひょうご消費者ネット (認定日：平成20年5月28日、更新回数：2回)
1. 差止請求について	
(1) これまでの差止請求訴訟の内容	
2件提訴(資料2-2 6、14参照)	
(2) 裁判外の差止請求で成果があった事例	
13件記載(資料2-3参照)	
(3) 差止請求の端緒となる情報の収集をどのように行っているのか。また被害者の聴き取りなど行っているのか。	
一般消費者からの、ホームページの被害情報投稿欄への投稿、電話や郵便による被害情報の提供、または、会員からの直接の被害情報の提供による。事案により、被害者からの聴き取りも行っており、合わせて資料提供を受けることもある。	
(4) 端緒となる情報の収集後、どのような検討や手続を経て(訴訟前の)差止請求に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して検討しているのか。	
被害情報は事例検討委員会にすべて集約しており、その中で適格消費者団体として取り上げるべき事案かどうかを検討する。検討委員会で取り上げる必要がある事案と判断した場合に、その旨を理事会に上程し、理事会で取り上げるかどうかを決議する。取り上げるかどうかについては、不当性の程度、事業者の規模等から考えた消費者への影響の大きさを特に重視している。取り上げることになれば、事例検討委員会のもとにアドホックな各事例の検討グループを設置し、各グループにおいて申入書案などを作成する。その案を事例検討委員会が検討後、必要な修正を施して理事会に上程し、理事会で送付について決議する。	
(5) 差止請求後、どのような検討や手続を経て訴訟提起に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して訴訟提起に踏み切るのか。	
差止請求後に検討委員会及び各検討グループにおいて、事業者と文書のやり取りや電話、面談等による協議を重ね、まずは訴訟提起によらない不当条項や不当勧誘の是正を試みる。これによっても、十分な是正が得られない場合に、検討委員会の意見を受け、理事会において不当性の程度や消費者への影響の大きさをふまえて訴訟提起するかどうかを決議する。	
(6) 差止請求に関して利益相反に該当する場合、どのような措置を講じているか。	
これまで実際に利益相反に該当したことはないが、該当する場合には、ガイドラインに沿った内容の業務規程に基づき理事会での議論から外すといった必要な措置を講じることになる。	
(7) 差止請求関係業務において苦労している点や工夫している点はどのようなものか。	
契約書等の開示に非協力的な事業者への対応や、実際に是正しているかどうかの検証に苦労している。	
2. 組織体制等について	
(1) 差止請求関係業務を行うに際して専門家の確保や事務局体制等どのような体制を構築しているのか。また、現在の体制で十分と考えているか。	
弁護士、司法書士、学者、消費生活相談員などで構成する事例検討委員による議論をもとに差止請求関係業務を行い、事務的な執行については差止請求関係業務以外の業務も含めて事務局が行っている。事務量等からすると事務局体制については不十分であると考えている。	

<p>(2) 理事、検討部門の委員、差止請求訴訟を依頼した弁護士へ報酬は支払われているのか。無報酬の場合でも引き受けてもらえるのはどのような理由によるものか。また支払がある場合にはどのような基準に基づくのか。</p>
<p>過去に、消費者支援基金からの支援を原資に、訴訟を担当した弁護士へその範囲で報酬を支払ったことはあるが、それ以外に理事、検討委員、弁護士への報酬を支払ったことはない。無報酬であっても引き受けてもらえるのは、各個人の消費者被害防止や救済のためのボランティア精神および適格消費者団体の実情に対する理解によるものと考えている。</p>
<p>(3) 理事や検討部門の委員を選任する基準はどのようなものか。</p>
<p>これまでの消費者被害防止や救済に向けた活動の実績や、消費者団体の活動への参加意欲、団体会員からの代表など</p>
<p>(4) 年間の予算規模及び差止請求関係業務への支出額はどのようなものか。</p>
<p>予算規模はおおむね年百～百数十万円程度で、差止請求関係業務に直接関わる支出額としては、訴訟件数にもよるが10万円程度である。なお、これは訴訟担当の弁護士への報酬が無い前提である。</p>
<p>(5) 差止請求関係業務を行う際に生じる事務・人件費について、どのような算定基準を設けているか。</p>
<p>差止請求関係業務に関わる方については基本的に無報酬なので、算定基準はない。</p>
<p>(6) 寄附や収入を増やすためにどのような取組みを行っているのか。</p>
<p>消費生活相談員の受験通信講座の実施など</p>
<p>3. その他</p>
<p>(1) 特定適格消費者団体に対する認定・監督の指針に関して懸念している点は何か。</p>
<p>現状の適格消費者団体に対する認定や監督についても、屋上屋を架すようなものや合理性に疑問のあるものがあることから、特定適格消費者団体についても、必要性や合理性が乏しい規制がなされてしまうのではないか。</p>
<p>(2) 特定認定を受けるための課題は、どのようなものと認識しているか。</p>
<p>財務およびそれに関連した事務局体制の整備</p>

団体名	埼玉消費者被害をなくす会 (認定日：平成 21 年 3 月 5 日、更新回数：1 回)
1. 差止請求について	
(1) これまでの差止請求訴訟の内容	
3 件提訴 (資料 2 - 2 8、24、27 参照)	
(2) 裁判外の差止請求で成果があった事例	
37 件記載 (資料 2 - 3 参照)	
(3) 差止請求の端緒となる情報の収集をどのように行っているのか。また被害者の聴き取りなど行っているのか。	
<p>主に消費者からのなくす会への電話、メール等の情報提供によります。また、県内の消費生活センターへ、なくす会の申入れ活動の報告と情報提供のお願い (相談者へ、なくす会への情報提供を案内・助言等) を行っています。他に県の相談員研修でもなくす会の紹介を行い、情報提供の依頼を行っています。</p> <p>消費者からの電話による情報提供については順次、検討委員 (主に弁護士) に割り振り「受付聴取カード」の項目に基づき、必要に応じて情報提供者からの聴き取りも行っています。</p>	
(4) 端緒となる情報の収集後、どのような検討や手続を経て (訴訟前の) 差止請求に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して検討しているのか。	
<p>担当の検討委員 (主に弁護士) から、会として取扱いの可否 (被害規模、被害拡大、悪質性) について検討委員会 (弁護士、司法書士、相談員で構成) で報告を行い、取扱いが必要と判断した場合は「問合せ」等を行います。その後の事業者からの回答に応じて、「申入れ」「訴訟前の差止請求」と進めます。</p> <p>契約書の契約条項や広告表示は評価の対象となる資料が存在しますが、不当勧誘行為は根拠となる消費者の供述を複数確保できない限り、適格消費者団体として立件することは困難です。寄せられた情報だけでなく、消契法 40 条に基づき PIO - NET 情報提供の申請も行い、消費生活センターや国民生活センターに同種事案がどの程度の件数が寄せられているか (被害拡大のおそれ、差止請求を行う必要性) も重視します。</p> <p>「申入れ」「訴訟前の差止請求」は理事会での審議・承認を経て行います。</p>	
(5) 差止請求後、どのような検討や手続を経て訴訟提起に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して訴訟提起に踏み切るのか。	
<p>数度の「申入れ」に対しても、事業者からの対応がない場合や改善がなされない場合「訴訟前の差止請求」を行い、それでも対応、改善されない場合に初めて訴訟提起します。また、途中で閉鎖や消滅するような事業者ではなく、継続的に事業活動を営む事業者だと思われるかも重視します。</p>	
(6) 差止請求に関して利益相反に該当する場合、どのような措置を講じているか。	
<p>これまで差止請求事案に関しては、利益相反に該当する場合は生じていませんが、「問合せ」を行っている事業者の代理人の弁護士事務所にも所属する弁護士が検討委員であったため、該当の事案検討の協議から外れていただいています。</p> <p>理事に関しては今まで該当がありませんが、その場合、審議・決議の場から退室いただきます。役員、職員、検討委員、活動委員の特別利害関係人の排除は業務規程第 12 条に規定しています。</p>	

<p>(7) 差止請求関係業務において苦労している点や工夫している点はどのようなものか。</p> <p>事業者側に適格消費者団体や消費者団体訴訟制度が認知されていないことがあるため、反応や回答がない、または遅れる場合があります。回避策として「問合せ」を送付する時に会のリーフレットと消費者庁作成の消費者団体訴訟制度のパンフレットを同封しています。</p> <p>運用面では事案検討の迅速化が課題となっています。現状、検討委員会は隔月開催となっており、その間に運営促進会議を当番制で開催するなど工夫しています。</p>
<p>2 . 組織体制等について</p> <p>(1) 差止請求関係業務を行うに際して専門家の確保や事務局体制等どのような体制を構築しているのか。また、現在の体制で十分と考えているか。</p> <p>検討委員は消費者問題に関わっている弁護士、司法書士、相談員で構成しており、任期は1年で再任は妨げないとしています。欠員が出た場合は検討委員による推薦者を理事会で選任します。</p>
<p>(2) 理事、検討部門の委員、差止請求訴訟を依頼した弁護士へ報酬は支払われているのか。無報酬の場合でも引き受けてもらえるのはどのような理由によるものか。また支払がある場合にはどのような基準に基づくのか。</p> <p>理事、検討委員には1回の委員会につき、交通費 2,000 円をお支払しています。団体会員からの推薦の理事で団体から交通費が出る場合は無報酬で参加いただいています。</p> <p>1 件の差止請求訴訟での弁護団（訴訟代理人）への支払いは30万円とし、弁護団内の割振りについては、弁護団に一任しています。30万円には訴訟手続きに伴う通信費用（印紙代・切手代）登記事項証明に伴う租税公課を含んでいます。</p>
<p>(3) 理事や検討部門の委員を選任する基準はどのようなものか。</p> <p>理事については各団体会員からの推薦者と、立候補のかたちを取っている弁護士・司法書士・相談員で、特定の事業者の関係者が理事数の3分の1を、または同一業種に属する事業者の関係者2分の1を超えないものとしています（業務規程）。</p> <p>検討委員は消費生活相談員、消費者問題関連法の専門知見を有する弁護士・司法書士・学識経験者から選出（業務規程）しています。</p>
<p>(4) 年間の予算規模及び差止請求関係業務への支出額はどのようなものか。</p> <p>2013 年度実績は、当期経常収益計 2,960,967 円、当期経常支出計 1,862,161 円。差止請求関連業務への支出は 413,893 円。年間3件の訴訟で90万円を予算化していますが、2013 年度は訴訟を行わなかったためこの金額になっています。</p>
<p>(5) 差止請求関係業務を行う際に生じる事務・人件費について、どのような算定基準を設けているか。</p> <p>検討委員は人件費ではなく検討委員会等への出席時の交通費。事務費は通信運搬費、会議費、印刷代等、検討に要したものの計上しています。</p>
<p>(6) 寄附や収入を増やすためにどのような取組みを行っているのか。</p> <p>会のニュースレターやホームページ、学習会の場でのお願い。各団体への加入、増額の働きかけ。行政への支援要請を行っています。</p>
<p>3 . その他</p> <p>(1) 特定適格消費者団体に対する認定・監督の指針に関して懸念している点は何か。</p>

財政基盤を課題に設定しないよう求めることのほかに、人的体制についても被害回復訴訟提起に至る前の平常時から人的体制を拡大することを求めることがないように希望します。被害回復訴訟を提起し、多数の被害者の届出を受け付ける段階や配当段階には、非常勤のアルバイト職員配置するなどして特別の人的体制が必要となりますが、そうでない段階では、これまでの差止関係業務と同様に検討委員による検討作業が大半であり、日常的に人的体制を拡大する必要はないと考えます。

(2) 特定認定を受けるための課題は、どのようなものと認識しているか。

- ・ 財政基盤の強化。
- ・ 事務局体制の拡充。被害届受付手続については、消費生活相談員を非常勤で雇用するなどして対応できると考えています。
- ・ 個人情報に係る資料の管理態勢を一層確実にすること。

団体名	認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道 (認定日：平成 22 年 2 月 25 日、更新回数：1 回)
1. 差止請求について	
(1) これまでの差止請求訴訟の内容	
2 件提訴 (資料 2 - 2 15、32 参照)	
(2) 裁判外の差止請求で成果があった事例	
35 件記載 (資料 2 - 3 参照)	
(3) 差止請求の端緒となる情報の収集をどのように行っているのか。また被害者の聴き取りなど行っているのか。	
<p>北海道・札幌市と消費生活相談情報の提供と利用の覚書を締結し、パイオネット情報のほかに事業者が出している概要書面・契約書などの情報提供をもらっているため、主にセンターからの情報提供で差止請求につながっている。</p> <p>また、被害者の聴き取りに関して、センターが間に入り相談者の同意を得て、ホクネットが聴き取りを行った事案があった。</p> <p>このほか、特定のテーマを決めて電話で情報提供を呼びかける「ホクネット通報ダイヤル」(いわゆる 110 番)を開催したり、インターネットのウェブサイトを通じて常時通報を受け付けたりする。</p>	
(4) 端緒となる情報の収集後、どのような検討や手続を経て(訴訟前の)差止請求に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して検討しているのか。	
<p>(i) 検討の開始</p> <p>端緒情報が消費者や自治体から寄せられた場合、理事長、専務理事の判断により検討委員会の既存のグループに検討を依頼し、あるいは検討委員会メンバーの協議により新規グループを立ち上げて、担当グループを決定する。</p> <p>端緒情報を検討グループ内部で取得した場合は、そのまま検討グループの中で扱う。</p> <p>(ii) 検討から申入れまで</p> <p>いずれの場合も、検討グループの中で主たる担当者を決定し、対象となる取引(条項)の問題性や対象事業者へ質問すべき点、差止請求すべき点の検討案を作成する。検討グループ会議は随時、担当者の検討案を全員で検討し、事業者に対する質問および差止請求(申入れ)案を作成する。</p> <p>検討グループが作成した質問・申入れ案は、原則として月に一回の頻度で開催される検討委員会に提案され、そこで質問・申入れを行うべきとの結論に達すれば、その旨を一ヶ月ないし二ヶ月に一回の頻度で開催される理事会に具申する。</p> <p>理事会で検討グループ長の説明に基づき、質問・申入れ案を決定すると、事務局から事業者に送付する。</p> <p>(iii) 事業者への質問や意見交換</p> <p>通常は、問題とすべき取引(条項)について、まずは事業者に対する質問を書面により行い、事業者から協議する申入れがあればこれに応じて検討グループで面談による協議を行い、その段階で是正に至ることがある。質問や協議の段階から書面による申入れを行った段階でも、書面のやりとりまたは口頭協議により是正に至ることがある。</p>	

(iv) 検討の資料と検討方針

検討の資料は、消費者や自治体から提供を受けた問題ある取引（条項）を記した資料、特に契約書、約款ないし規約、申込書面などと、事業者から提供を受けた書面、関連する法令、法令の解説、PIO-NET から得られた消費生活相談の関連する事例、件数、そして他団体による類似例交渉・差止請求例などである。

明白に法律に反すると考えられる事例はともかく、法解釈の余地があったり条項解釈の余地がある事例では、上記資料を慎重に検討し、対象事業者の見解を書面や口頭で聴取しつつ、同業他社との比較も検討し、消費者の利益の実現を旨として差し止めるべきかどうかを決定する。

その時期は、検討委員会、理事会それぞれの決定が一応の基準時となるが、訴え提起に至るまでは交渉による是正の機会を閉ざすことはない。

(5) 差止請求後、どのような検討や手続を経て訴訟提起に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して訴訟提起に踏み切るのか。

書面申入れで是正に至らない場合は、訴訟提起を前提とした裁判外の請求(いわゆる 41 条請求)を行う。

その場合も、上記(4)記載の通り、検討グループで差止請求書案と訴状案とを作成し、検討委員会の議を経て理事会の決定により事業者への送付ないし裁判所への提出を行う。

検討に要する資料および要素は上記(4)と同じである。

(6) 差止請求に関して利益相反に該当する場合、どのような措置を講じているか。

利益相反については、検討グループ、検討委員会、理事会の各段階で、対象事業者との利害関係を有することが判明した委員・理事の申出に基づき、議決から外れたり、密接な利害関係がある場合はそもそも議事に参加しないという措置をとる。

基本的には利益相反の関係にあることを自ら申告し、各会議体の長の判断により除外の措置を決定する。

(7) 差止請求関係業務において苦労している点や工夫している点はどのようなものか。

差止関係業務は主として事業者の用いる約款が消費者契約法に照らして問題があるかどうか、問題があれば、その是正を求めるという点を中心に行っている。そこでは特に消費者契約法9条1号の平均的損害を超える解約料等に当たるかどうかという点で、平均的損害の考え方が必ずしも定まらない点が最も問題であるが、その他にも、消費者契約法10条の解釈として信義則違反といえるかどうかの評価が困難である。

最新の学説・判例、他団体の差止実例などを不断に収集検討し、各種のガイドラインも常時参考にして、妥当な解釈を追求するという工夫により、困難を克服している。

2. 組織体制等について

(1) 差止請求関係業務を行うに際して専門家の確保や事務局体制等どのような体制を構築しているのか。また、現在の体制で十分と考えているか。

(i) 専門家の確保

弁護士会・司法書士会、札幌弁護士会消費者問題実務研究会から推薦してもらい、個人的なつながりで声をかけるなど複数のチャンネルを使い確保している。

(ii) 事務局体制

主に生協活動に関わった経験者で構成している。現在の体制では十分とはいえ、強化が必要と考えている。

(2) 理事、検討部門の委員、差止請求訴訟を依頼した弁護士へ報酬は支払われているのか。無報酬の場合でも引き受けてもらえるのはどのような理由によるものか。また支払がある場合にはどのような基準に基づくのか。

差止請求訴訟を提起する場合、訴訟代理人に選任した弁護士に対しては一人5万円を目途とした着手金を支払っている。また、通常の検討や申入れ活動で行われる会議には日当・交通費込で一律千円を支払っている。しかし、多くの委員はその千円も寄付に充てている。

このように通常の検討や申入れ活動を事実上無報酬で引き受けてもらえる理由は、消費者問題にかける委員の熱意や、消費者にとっての安全安心な環境づくりが紛争を予防する上で重要という認識・確信があつてのことと思われる。

(3) 理事や検討部門の委員を選任する基準はどのようなものか。

理事は、団体正会員、弁護士会・司法書士会からの推薦や各理事の推薦により、個人正会員の中から選任している。

検討部門の委員は、弁護士、司法書士、大学研究者などの法律専門家で消費者問題に知見がある者を選んで委嘱しているほか、消費生活相談員など消費者問題の専門家についても、自薦他薦を得て選任している。

(4) 年間の予算規模及び差止請求関係業務への支出額はどのようなものか。

年間予算規模 810万円

差止請求関係業務への支出 430万円

(5) 差止請求関係業務を行う際に生じる事務・人件費について、どのような算定基準を設けているか。

- ・ 事務局長 月10万円(交通費別)
- ・ 事務局スタッフ 委託事業・補助事業から日当(2千円)と交通費を支払っている。
- ・ 算定基準は特になく、委託事業・補助事業の金額でその年の人件費の予算をたてている。

(6) 寄附や収入を増やすためにどのような取組みを行っているのか。

- ・ 認定NPO法人を取得しているので、寄付金控除のメリットを広報するなどして、寄付金を増やす取組を継続して行っている。(ニューズレターに毎回掲載し、ウェブサイトでも広報するなど)
- ・ 地方自治体に働きかけをして、地方消費者行政活性化基金の活用として、消費者向けセミナー・事業者向けセミナーの委託事業で企画・運営をしている。

3. その他

(1) 特定適格消費者団体に対する認定・監督の指針に関して懸念している点は何か。

適格消費者団体は多くの役員・委員のボランティア精神のもとで、活動を続けており、一人一人の熱意での運営を継続している。認定監督の指針についても、そのような現状を認識した上で、フレキシブルで効率的なものであるべきである。

もともと、適格消費者団体は一般社団法人または特定非営利活動法人であることが要件とされ、その上に適格認定を受ける必要があり、さらにその上に特定認定を受けることになる。そのそれぞれにおいてほとんど同様の内容の申請書類を作成提出させられるのでは屋上屋を架すだけで効率性が損なわれている。少なくとも適格認定と特定認定とは、共通する項目の申請書類は流用するなど、効率化を測る必要がある。

(2) 特定認定を受けるための課題は、どのようなものと認識しているか。

当法人にとっては、財政基盤の強化が大きな課題である。

特定適格消費者団体としての活動には、より一層安定した財政基盤が必要であることは理解しているが、他方で、今のように財政的な支援がない中で、事実上の手弁当による活動が持続可能かどうかは疑問がある。

大都市圏と地方の消費者団体の格差も、大きな企業や業界団体による寄付の有無などを考えると、広がる一方と考えられる。特定適格消費者団体はどの程度の数を用意しているのか、地方にも必要だと考えられているのか、これからの議論を注視している。

団体名	消費者被害防止ネットワーク東海（Cnet 東海） （認定日：平成 22 年 4 月 14 日、更新回数：1 回）
1．差止請求について	
（1） これまでの差止請求訴訟の内容	
1 件提訴（資料 2 - 2 19 参照）	
（2） 裁判外の差止請求で成果があった事例	
28 件記載（資料 2 - 3 参照）	
（3） 差止請求の端緒となる情報の収集をどのように行っているのか。また被害者の聴き取りなど行っているのか。	
ホームページ、各種シンポジウム、学習会等による消費者、消費生活相談員、弁護士等への情報提供呼びかけを行っている。	
事案に応じて被害者からの聴き取りを実施している。	
（4） 端緒となる情報の収集後、どのような検討や手続を経て（訴訟前の）差止請求に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して検討しているのか。	
まずは事務局において、情報提供者固有の問題であり事業者の使用する契約条項や勧誘等のは正申入れには適さないと明らかに判断できる場合は、しかるべき相談窓口等を紹介して終了となる。	
それ以外の情報については、月に 1 回開催する検討部門（検討委員会）において、委員全員で担当者の検討結果を踏まえた検討を行い、是正申入れ相当か否かを判断する。申入れ相当と判断した場合、担当者が起案した申入書（案）を検討委員会で検討・修正を行った上で、理事会に議案上程し、理事会での審議を経て、是正申入れ（ないし差止請求）に至る。検討委員会において承認された申入書であっても、理事会において申入れの対象とする事項の変更・削除を求められたり、申入れの理由につき更なる補充を求められ、再度、検討委員会に差し戻しとなる場合もある。また、初めから是正申入れではなく、条項だけでは一義的ではない場合等には、事業者の考え方や運用等についての照会を先行して行うようにしている。	
是正申入れ（ないし差止請求）を行うか否かは、当該条項の不当性・有害性の程度、相手方事業者の規模の大小、被害の拡がりの状況、消費者契約法上の差止請求の対象となるか否か、等の要素を総合的に判断している。なお、事業内容そのものが詐欺的であったり社会的に是認できないと考えられる事業者については、是正申入れを行うことは事業継続を前提としたものとなるため、申入れは見合わせざるをえないことがある。	
なお、原則として、PIO ネット情報の情報提供申請を行い、相談状況を確認している。	
（5） 差止請求後、どのような検討や手続を経て訴訟提起に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して訴訟提起に踏み切るのか。	
相手方の回答を踏まえた再申入れを同様の手続を経て行うなどして、粘り強く協議を繰り返してもなお相手方事業者が是正に応じない場合、もしくは、全く回答のない場合は訴訟提起を検討することになる（なお、申入れ段階では応じなかった相手方も、41 条書面（差止請求書）による訴訟提起予告をすると改善に応じる例が多い）。	
訴訟提起に踏み切るか否かにおいては、当該条項の不当性・有害性の程度と勝訴の見込みを特に重視している。	

<p>(6) 差止請求に関して利益相反に該当する場合、どのような措置を講じているか。</p> <p>利益相反に該当する委員・理事については、検討委員会、理事会での検討・審議に参加しない扱いとしている。</p>
<p>(7) 差止請求関係業務において苦労している点や工夫している点はどのようなものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現段階では検討委員会の委員（特に起案にあたる弁護士委員）の人数が十分ではなく、かつ、どの委員も自身の業務や各種プロボノ活動（弁護士会の会務活動、その他公的活動）で多忙な中で基本的に無償で関与していただいていることもあって、事案の検討に要する期間が長くなりがちである。 ・ 是正申入れの対象とした契約条項を用いた契約書は現在使用していないとの回答があった場合に、現行の契約書開示を求めることとしているが、開示の協力が得られないことが多い。
<p>2. 組織体制等について</p> <p>(1) 差止請求関係業務を行うに際して専門家の確保や事務局体制等どのような体制を構築しているのか。また、現在の体制で十分と考えているか。</p> <p>専門家については、検討委員会を弁護士 10 名、消費生活相談員 4 名、研究者 2 名の合計 16 名の専門家で構成し、理事会には弁護士 3 名（検討委員兼任）と司法書士 1 名、研究者 1 名が理事として就任している。事務局として、団体会員である消費者団体の関係者 3 名（専任 1 名、兼任 2 名）の体制に加え、検討委員会の委員弁護士が適宜事務を補佐している。</p> <p>迅速な事案対応や消費者等への積極的な情報提供のためには、現在の体制では十分とはいえない。</p>
<p>(2) 理事、検討部門の委員、差止請求訴訟を依頼した弁護士へ報酬は支払われているのか。無報酬の場合でも引き受けてもらえるのはどのような理由によるものか。また支払がある場合にはどのような基準に基づくのか。</p> <p>理事、検討委員としての報酬は支払われていない。差止請求訴訟は当団体はこれまで 1 件のみであるが、依頼した弁護士（11 名）に対しては、消費者支援基金からの助成金を主な原資として着手金（52 万 5,000 円の人数割り）を支払ったが、業務内容に比して極めて低廉であり、また、報酬金については消費者支援基金が助成金支給を停止したことから、当団体の財政状況に鑑み、代理人弁護士の理解を得て支払っていない。</p> <p>無報酬でも引き受けていただいているのは、当団体の活動の社会的意義と財政状況を理解していただいていることによる。</p> <p>唯一支払われた着手金の支払基準は、他の適格消費者団体の例と消費者支援基金の支払基準に則ったものであり、訴訟遂行の業務負担を踏まえたものとはなっていない。</p>
<p>(3) 理事や検討部門の委員を選任する基準はどのようなものか。</p> <p>理事の選任基準は、定款第 13 条（種別及び選任要件）で次のように規定している。</p> <p>第 3 項 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>第 5 項 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>第 6 項 役員のうちには、法第 20 条各号に該当する者がいてはならない。</p> <p>第 7 項 役員のうちには、消費者契約法第 13 条第 5 項第 6 号イ～ハに該当する者がいてはならない。</p>

第8項 理事の数のうちに占める特定の事業者(消費者契約法第13条第3項第2号に当たる事業者を除き、当該事業者との間に発行済株式の総数の2分の1以上の株式の数を保有する関係その他消費者契約法施行規則で定める特別の関係のある者を含む。)の関係者(当該事業者及びその役員又は職員である者その他の消費者契約法施行規則で定める者をいう。)の数の割合が3分の1を超えてはならない。

第9項 理事の数のうちに占める同一の業種(消費者契約法第13条第3項第2号に当たる事業者を除き、消費者契約法施行規則で定める事業の区分をいう。)に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が2分の1を超えてはならない。

第10項 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

上記の選任基準に基づき、当団体で中心となっている団体正会員から推薦をいただいたり、法律専門家・消費生活専門家として消費者問題に熱心に携わっている方に、就任をお願いしている。

検討部門の委員の選任基準は、弁護士については、弁護士会や各種消費者被害弁護団での取り組み状況を見て、検討委員としてふさわしい熱意、知識、能力を備えていると考えられる方に事前に団体内部で協議した上で個別に声かけをしている。消費生活相談員、研究者についても、同様に検討委員として当団体で中心的に活動している方の推薦等により、選任している。

(4) 年間の予算規模及び差止請求関係業務への支出額はどのようなものか。

年間の予算規模は経常収益計2,300,000円、経常支出計2,300,000円。
うち差止請求関係業務への支出額は128,000円。

(5) 差止請求関係業務を行う際に生じる事務・人件費について、どのような算定基準を設けているか。

差止請求関係業務を行う際に生じる事務局人件費は、現在無償ボランティアという考え方ですすめている。理事・検討委員には、交通費(実費)を支払っている。理事会、検討委員会の会場は、法律事務所の会議室を無償にて借用している。印刷費(コピー代)は、現在特に按分せず、管理費に計上している。

(6) 寄附や収入を増やすためにどのような取り組みを行っているのか。

寄附や収入を増やすための取り組みでは、認定NPO法人制度があるが、PST判定基準を満たすためには、会費と寄附のあり方について見直す必要があることから、まだ未着手。

行政機関の委託事業に入札参加したことがある。今後また機会があれば参加する。

目下すすめているのは、団体賛助会員の拡大、及び事業者の方々を対象とした有償のセミナーの開催など。

3. その他

(1) 特定適格消費者団体に対する認定・監督の指針に関して懸念している点は何か。

- ・特定適格消費者団体の認定による多大な実務負担(適格消費者団体の更新実務との関係で重複する部分は書類提出を省略する等の柔軟な対応をお願いしたい。)
- ・過度な濫訴防止規定による積極的な訴権行使の抑制
- ・財政基盤の機械的な適用
- ・組織体制につき、被害回復業務は事務作業が集中する時期とそうではない時期があることから、臨機に対応できる体制が整っているか(検討委員の所属する法律事務所との連携、正会員団体からの派遣等)体制等も加味して総合的に判断をしていただきたい。

(2) 特定認定を受けるための課題は、どのようなものと認識しているか。

- ・事務局体制の拡充
- ・財務体質の強化
- ・専門家（特に弁護士）の更なる関与
- ・各種業務規程の整理
- ・通知公告実務の習熟

団体名	大分県消費者問題ネットワーク (認定日：平成 24 年 2 月 28 日)
1. 差止請求について	
(1) これまでの差止請求訴訟の内容	
1 件提訴 (資料 2 - 2 25 参照)	
(2) 裁判外の差止請求で成果があった事例	
2 件記載 (資料 2 - 3 参照)	
(3) 差止請求の端緒となる情報の収集をどのように行っているのか。また被害者の聴き取りなど行っているのか。	
情報収集方法：現実に担当した消費者被害相談事例 (相談者の了解があるもの)	
被害者の聴き取り：約款の差止めの場合には被害相談の中で事実上聴き取りを実施しているといえる。勧誘行為の差止めは経験がなく、格別に聴き取りをしたことはない	
(4) 端緒となる情報の収集後、どのような検討や手続を経て (訴訟前の) 差止請求に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して検討しているのか。	
収集した情報に基づき、検討委員会で申入れの可否を検討し、申入書案を作成した上で理事会に上程して承認を得た事案のみ、事業者に申入れを行う。資料は当該事業者が使用する約款、当該事業者に関する情報 (HP 上の情報) 等。申入れをなすか否かは、当該条項が明確に裁判例 (最高裁) に違反しているか、当該事業者の事業規模、他の適格消費者団体がなした同種差止事例の有無、同種の約款に基づく紛争の数、等を考慮してその可否を決する。	
(5) 差止請求後、どのような検討や手続を経て訴訟提起に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して訴訟提起に踏み切るのか。	
当該事業者との間で事前協議をなすべく、何度か任意の申入れをなすが、重要な部分について意見の隔たりが大きい、あるいは事業者側が申入れに誠実に対処しない、といった状況になれば、いわゆる 41 条書面 (案) を作成して理事会に 41 条請求をなすことの是非について協議する。41 条請求をなすか否かについては、同種事案における裁判例を重視する。	
(6) 差止請求に関して利益相反に該当する場合、どのような措置を講じているか。	
事業者に対する申入れの是非、41 条請求の是非及び訴訟提起の是非を理事会で審議する場合は、利益相反あるいはその恐れがある理事は審議・議決に参加しないこととしている。	
(7) 差止請求関係業務において苦労している点や工夫している点はどのようなものか。	
情報提供を受けること自体に苦心する (差止請求それ自体が相談者に金銭的メリットを付与するわけではない)。	
2. 組織体制等について	
(1) 差止請求関係業務を行うに際して専門家の確保や事務局体制等どのような体制を構築しているのか。また、現在の体制で十分と考えているか。	
理事及び検討委員として専門家 (弁護士、消費生活相談員) に参加していただいております。また、専従の事務局担当者確保している (週 3 回程)。差止業務を今以上に活発化させるためには、人員の拡張が不可欠。	

<p>(2) 理事、検討部門の委員、差止請求訴訟を依頼した弁護士へ報酬は支払われているのか。無報酬の場合でも引き受けてもらえるのはどのような理由によるものか。また支払がある場合にはどのような基準に基づくのか。</p>
<p>過去実績で言えば、差止請求訴訟を現実に担当した者（理事たる弁護士）には報酬を支払っている。理事会の理事には理事会参加の際の交通費相当額を支給するが、検討委員会の委員には何等の金員を支払っていない。訴訟に至った場合、報酬の支払について確たる基準があるわけではなく、年間予算（差止関連業務）の枠内で、担当弁護士間で割り振ることとなる（当然、理事会の承認を得ることが前提）。団体に理事あるいは検討委員会委員として関与している弁護士以外の弁護士に対して無報酬での業務遂行を求めることはできないと考えている。</p>
<p>(3) 理事や検討部門の委員を選任する基準はどのようなものか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる消費者被害問題に理解があり、継続的な関与が期待できる者 ・ 専門家については消費生活相談、紛争処理等、現実に被害救済活動を経験している者 ・ 専門家とは異なる視点から消費者問題の予防等について一定の知見を有すると認められる者
<p>(4) 年間の予算規模及び差止請求関係業務への支出額はどのようなものか。</p>
<p>平成 24 年度 収入 874 万 8,158 円 差止請求関係業務への支出 168 万円 1,260 円 平成 25 年度 収入 811 万 9,429 円 差止請求関係業務への支出 202 万 460 円 平成 26 年度予算 収入 940 万 9,615 円 差止請求関係業務への支出 220 万円</p>
<p>(5) 差止請求関係業務を行う際に生じる事務・人件費について、どのような算定基準を設けているか。</p>
<p>事務局員の人件費を事業支出項目ごとに按分し加算している。</p>
<p>(6) 寄附や収入を増やすためにどのような取組みを行っているのか。</p>
<p>講演活動（寸劇等） 継続的勧誘、相談事業・相談員養成等の事業受託</p>
<p>3. その他</p>
<p>(1) 特定適格消費者団体に対する認定・監督の指針に関して懸念している点は何か。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産要件の厳格化（NPO 法人である） ・ 事務局体制の厳格化（法律事務所事務職員と同等の法的知識を求めるのは無理がある） ・ 新制度を活用するにあたり、理事会等の意思決定要件の厳格化
<p>(2) 特定認定を受けるための課題は、どのようなものと認識しているか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織として新制度の内容を理解し、これに沿う事務体制を構築すること ・ 組織内専門家の増員 ・ 団体及び新制度がより広く地域に認知されること

団体名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 (認定日：平成24年11月13日)
1. 差止請求について	
(1) これまでの差止請求訴訟の内容	
2件提訴(資料2-2 28、29参照)	
(2) 裁判外の差止請求で成果があった事例	
2件記載(資料2-3参照)	
(3) 差止請求の端緒となる情報の収集をどのように行っているのか。また被害者の聴き取りなど行っているのか。	
<p>当機構が主催する電話相談会等の相談で相談者から提供された情報や当機構に被害者から直接申し出があり提供された情報の他、当機構会員である弁護士、司法書士等が受けた相談の相談者から提供された情報が差止請求の主な端緒となっています。情報提供がなされた被害者への追加聴き取りは、必要に応じて行っています。また、同一の被害について、複数の相談等が寄せられた場合に、同意を得られた被害者にアンケート形式で回答を求め聴き取りを行ったこともあります。</p>	
(4) 端緒となる情報の収集後、どのような検討や手続を経て(訴訟前の)差止請求に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して検討しているのか。	
<p>被害者より情報提供がなされた場合には、専門部会において差止請求の対象となるのか、当機構で取り扱うことが適当であるのかを検討し、当機構で検討するのが相当であると決定した場合には、専門部会の下に検討委員会を設置し、差止請求に向けた具体的検討を行うこととしています。検討委員会は、案件毎に設置し、随時開催としていますが、概ね月1回の開催を行っている委員会が多い。検討委員会での検討に当たっては、被害者等から提供された情報の他、専門部会、理事会の承認を得た上で、事業者に対して、約款等の資料の開示を求め、約款の解釈や事業者の考えを問い合わせ、事業者の言い分や考え方を確認しています。検討委員会が差止請求相当と判断した場合には、毎月1回開催される専門部会において、さらに差止請求の適否、請求内容を検討の上、差止相当と決定した場合には、理事会において、差止請求を行うか否かの決定を行います。差止請求に当たっては、まず、事業者に対し、改善を求める旨の申し入れを行い、その回答について検討を行います。そして数度に渡りこの手続を行った上で、改善に応じる様子が見られない場合には、理事会の議決を経て消費者契約法41条の事前請求書面の送付を行います。法律違反の有無については、検討委員会及び専門部会において、詳細な検討を加え、理事会において、検討委員会及び専門部会の報告、それまでの問い合わせ、申し入れに対する事業者の対応や同種被害の情報提供の有無や数などを総合的に判断し、提訴をもって対応しなければ改善が得られないかどうかを基準に判断しています。</p>	
(5) 差止請求後、どのような検討や手続を経て訴訟提起に至るのか。また、どのような資料や要素を重視して訴訟提起に踏み切るのか。	
上記(4)に記載のとおりです。	
(6) 差止請求に関して利益相反に該当する場合、どのような措置を講じているか。	
<p>検討委員は、利害関係を有しない者で構成します。定款及び差止請求関係業務規程の規定により、理事会は、専門部会員及び理事が利害関係を有するものと認めるときは、当該差止請求に関</p>	

<p>与させません。また、専門部会員及び理事は、自己が利害関係を有するものと判断したときは、当該差止請求に関与しないものとしています。</p>
<p>(7) 差止請求関係業務において苦労している点や工夫している点はどのようなものか。</p> <p>財政面及び一部の人材において、複数の検討委員や専門部会員としての業務に関わっているため、負荷がかかり過ぎている傾向にあります。財政面の問題としては、特に訴訟にかかる弁護士費用の負担が十分にできていません。財政基盤については、会員拡大、寄付金の呼びかけ、受託事業の事務管理費等により強化を図っています。</p>
<p>2. 組織体制等について</p> <p>(1) 差止請求関係業務を行うに際して専門家の確保や事務局体制等どのような体制を構築しているのか。また、現在の体制で十分と考えているか。</p> <p>消費者問題にも関与しており造詣が深く当機構への理解もある専門家により構成しています。現在の体制で十分とは思っておらず、法律家も事務局体制もさらに拡大していきたいと考えています。</p>
<p>(2) 理事、検討部門の委員、差止請求訴訟を依頼した弁護士へ報酬は支払われているのか。無報酬の場合でも引き受けてもらえるのはどのような理由によるものか。また支払がある場合にはどのような基準に基づくのか。</p> <p>理事、検討部門の委員としては無報酬です。訴訟を依頼した弁護士のうち、常任弁護士に対しては、ひとり5万円の着手金を支払っています。</p>
<p>(3) 理事や検討部門の委員を選任する基準はどのようなものか。</p> <p>2の(1)に記載の構成する人材から、理事においては、法律専門家、相談員、消費者団体等のバランスに配慮するとともに、各所属団体から適切な候補者の推薦を受けるなどして選任しています。検討部門の委員においては、規則等の定めにより、案件の検討に資する知識及び経験を有する者を選任しています。</p>
<p>(4) 年間の予算規模及び差止請求関係業務への支出額はどのようなものか。</p> <p>2013年度年間予算100万円、支出額は約49万円です。</p>
<p>(5) 差止請求関係業務を行う際に生じる事務・人件費について、どのような算定基準を設けているか。</p> <p>特段設けていません。</p>
<p>(6) 寄附や収入を増やすためにどのような取組みを行っているのか。</p> <p>行政からの受託事業、会員拡大など。2014年2月に、消費者行政活性化基金について、先駆的プログラムに適格消費者団体も対象になる得る事業が追加されましたが、実際、県の予算は既に確定している状況にあります。基金を活用して事業に取り組みると良いと考えています。</p>
<p>3. その他</p> <p>(1) 特定適格消費者団体に対する認定・監督の指針に関して懸念している点は何か。</p> <p>あまりに厳格な人的・物的体制、特に財政基盤の要件によっては、この新しい制度を全国で活用することが困難と考えます。</p>
<p>(2) 特定認定を受けるための課題は、どのようなものと認識しているか。</p> <p>新制度を十分に理解し、新制度を担うことが期待できる弁護士を中心とする専門家集団（及び事務局体制）を擁していることが最も重要と考えます。</p>